

門真市環境基本計画策定市民ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 門真市環境基本条例（平成25年門真市条例第28号）第8条の規定に基づく環境基本計画（以下「計画」という。）の策定に関する情報収集を推進するために、門真市環境基本計画策定市民ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画原案に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画原案の策定に関すること。

(組織)

第3条 ワークショップの参加者は、15人以内で組織する。

2 参加者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 門真市内に在住又は在勤する18歳以上の者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 参加者の任期は、委嘱の日から計画原案を門真市環境基本計画庁内検討委員会に報告する日までとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 ワークショップに、リーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、参加者の互選により定める。
- 3 リーダーは、会務を総理し、ワークショップを代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 参加者は、ワークショップで知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第7条 ワークショップは、計画原案を門真市環境基本計画庁内検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 ワークショップの庶務は、市民生活部環境政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営について必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。